

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本事業は、副業・兼業を前提とした働き方の拡大や、労働基準法改正に向けた議論の進展といった社会的動向を背景に、地域や経営体ごとに異なる副業人材のニーズを踏まえ、副業人材と稲作経営体を「面」としてつなぐマッチングの仕組みを構築するものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本事業の実施にあたっては、県内稲作経営体の実情や人材ニーズを、実践的な取組を通じて的確に把握するとともに、公正・中立な立場で雇用支援等の仕組みを検討・構築できる体制が不可欠である。</p> <p>これらの調整を専門的かつ円滑に実施できるのは、農業委員会等に関する法律に基づく組織として公正・中立な立場で雇用支援を行い、国の農業人材確保施策を県レベルで運用してきた実績を有するとともに、県内の主要な稲作経営体で構成される「岐阜県稲作経営者会議」の事務局を担い、当事業の実施に必要な個々の稲作経営体の経営実態に精通している、一般社団法人岐阜県農業会議において他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。